

加 監 公 表 第 7 号

平成 2 6 年 6 月 4 日

加古川市監査委員 大塚 隆史

加古川市監査委員 中山 廣司

加古川市監査委員 原田 幸廣

## 監 査 公 表

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により下記の請求人から提出された加古川市職員措置請求（平成 2 6 年 4 月 1 7 日付受理）について、同条第 4 項の規定に基づき監査を実施した結果を次のとおり公表します。

### 記

請 求 人

(氏名省略)

## 1 請求の受理

本件職員措置請求について、平成26年4月21日に監査委員において協議し、所要の法定要件を具備していると認め、平成26年4月17日付でこれを受理することに決定した。

## 2 請求の要旨

加古川市職員措置請求の要旨は次のとおりである。

平成25年5月8日から平成25年5月18日まで、マリンガ市姉妹都市40周年記念事業に派遣された4人の議員及び随行者を含めた5人の議員団に対する「マリンガ市姉妹都市40周年記念事業に関する住民監査請求」は平成26年2月5日付で受理され、平成26年3月31日に結果が通知された。その内容は、ドバイでの行程は公務とは認められず、4人の議員に対し、該当する経費部分の返還のための必要な措置を講じることがを勧告するものであり、この結果から、全く同一の行程である加古川市長（以下「市長」という。）の公費支出についても、同様の措置がとられるべきと考える。

よって、市長に対し、違法不当な利得部分について返還を求めるなど、加古川市（以下「市」という。）の被った損害を補填するために必要な措置を講ずることを求める。

## 3 監査の実施

加古川市職員措置請求書及び提出された事実を証する書面を基に検討し、平成26年5月7日に関係する秘書室職員の関係人事情聴取を行い、監査を行った。

なお、請求人については、陳述を行わない旨を請求人に確認した。

## 4 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 大塚 隆 史

加古川市監査委員 中山 廣 司 （平成26年5月27日就任）

加古川市監査委員 原 田 幸 廣

## 5 監査委員の除斥

監査委員のうち市村裕幸監査委員は、平成26年4月21日の監査委員協議において、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

## 6 監査の結果

### (結 論)

請求人は、平成26年3月31日付で通知されたマリंगा市姉妹都市40周年記念事業に関する加古川市職員措置請求（以下「前住民監査請求」という。）の結果を受け、全く同一の行程である市長の公費支出についても、該当する経費部分の返還のための必要な措置を講じることが勧告されるべきであると主張し、市長に対し、違法不当な利得部分について返還を求めるなど、市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずることを求めている。

そこで、加古川市・マリंगा市姉妹都市提携40周年記念訪問団派遣事業に伴う市長の出張行程において、ドバイでの市内見学の必要性及び内容の相当性が、目的等に照らし著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用していないかを検討した結果、請求人が主張する市長のドバイでの市内見学に係る公費支出については、違法又は不当であるとはいえないことから、請求人の主張には理由はないと判断した。

その理由は次のとおりである。

### (理 由)

請求人は、前住民監査請求の結果を受け、全く同一の行程である市長の公費支出も、該当する経費部分の返還のための必要な措置を講じることが主張している。

しかしながら、前住民監査請求の結論は、「ドバイへの訪問については、経由地とすることに合理性は認められるものの、その際に実施された市内の見学については派遣目的に該当せず、公務として認められない」としており、その結論に至った理由は、議員の派遣においては地方自治法第100条第13項及び加古川市議会会議規則第158条第1項に定めるところ、ドバイでの市内見学は議会の議決を得た「マリंगा市との姉妹都市提携40周年記念式典への参加など、両市をはじめ、日伯のさらなる交流等を促進していくため」という派遣目的に該当せず公務として認められないと判断したことに拠

るものであることから、同法及び同規則の適用対象ではない市長については、前住民監査請求と同一の理由をもって判断することはできない。

市長の出張については、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を代表する職務を有する独任制の執行機関として、その権能を適切に果たすために合理的な必要性があるときは、自ら、国内や海外に出張を行うことができ、出張目的や出張先、出張内容等の決定については、原則的に長の合理的な裁量に委ねられていると解すべきであり、長の行う出張についての必要性や出張内容の相当性等についての長の判断は、出張の目的、動機、態様等に照らし、これが著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用したと判断される場合に限り違法となると解すべきである」（福岡高裁平成16年5月27日判決）とされている。

そこで、請求人が主張する部分の経費について、市長が行った出張の必要性や出張内容の相当性が、出張の目的、動機、態様等に照らして、著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用しているかどうかについて検討する。

まず、市長が行った出張の必要性について検討する。出張の目的は、旅費請求書の用務に記載された「加古川市・マリンガ市姉妹都市提携40周年記念訪問」である。

市は、平成25年度の事業として「加古川市・マリンガ市姉妹都市提携40周年記念事業」の実施に当たり、加古川市とマリンガ市の姉妹都市提携40周年を記念するため、両市がそれぞれ訪問団を結成して相互に訪問することを企画し、公益財団法人加古川市国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）に対して、「ブラジル マリンガ市への訪問団派遣事業」、「ブラジル マリンガ市からの訪問団受入事業」及び「その他」の業務を委託している。市は、「ブラジル マリンガ市への訪問団派遣事業」の実施に当たり、市長をはじめ市議会のみならず、経済交流・文化交流等も見据え、商工会議所、文化団体及び国際交流協会賛助会員等で訪問団を組織している。

このことから、今回の出張において、市長は、加古川市・マリンガ市姉妹都市提携40周年記念に関する記念式典等に出席する市の代表者としての立場を担うとともに、「ブラジル マリンガ市への訪問団派遣事業」の主催者として、訪問団を構成する市民と全行程を共にすることで安全管理を行うなど、訪問団全体を率いる責任者としての立場という、二つの役割を担っていたといえる。

次に、出張内容の相当性について検討する。ドバイの市内見学については、訪問団へ

の市民の参加を多数募る趣旨から、市民にとって旅行を魅力あるものにするには観光的な要素も必要との判断があったとのことであり、訪問団への参加の募集パンフレットの見出しに「姉妹都市マリンガ市訪問とイグアス・ドバイの旅」となっていることから、市民を対象とした訪問団への参加者の募集においてドバイの市内見学が魅力の一つとして企画されたものと考えられる。

市民参加の国際交流事業については、「本件訪問団は、友好都市敦煌市の親善訪問を主たる目的としたとはいえ、市民参加型で多数の市民の参加者を募集して行うことから、市民が参加したくなる魅力のある旅行として企画する必要があり、同訪問旅行を有意義とする他の都市を旅行先に加えることも、主たる目的の趣旨を損なわない限り許されると解される。」（福岡高裁平成16年10月1日判決）とされていることから、多数の市民に参加してもらうため、加古川市・マリンガ市姉妹都市提携40周年記念訪問を主たる目的とする訪問団の行程において、経由地としたドバイを旅行先に加え、体調管理を兼ねて市内見学を行ったことは、主たる目的の趣旨を損なうものではないと判断する。

以上のことから、ドバイの市内見学を含めた市長の出張についての必要性及び出張内容の相当性等が、出張の目的、動機、態様等に照らして著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用しているとはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないと認め、結論のとおり判断した。